

名古屋港管理組合公報

平成30年 9月14日

(金曜日)

第 622 号

目 次

○利用料金の承認	1
○名古屋港審議会委員の委嘱	2

告 示

名古屋港管理組合告示第35号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成30年10月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成30年3月30日告示第22号）は、平成30年9月30日限り廃止する。
平成30年9月14日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	一人一回につき 18ホールまで	一般	6,450円
				上記利用に対する追加9ホール	2,150円
			一人一回につき 9ホールまで	一般	3,215円
		土曜日、 日曜日及び 休日	一人一回につき 18ホールまで	一般	11,450円
				上記利用に対する追加9ホール	3,420円
			一人一回につき 9ホールまで	一般	5,715円
カート (乗用式)		一人一台につき18ホールまで		1,500円	
		上記利用に対する追加9ホール		750円	
		9ホール利用		750円	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
 - (1) ジュニア
 - (2) シニア
 - (3) 満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 一人一回につき18ホールまでを2人で利用する場合は1,080円をゴルフコース利用料金に加算する。
- 6 一人一回につき9ホールまでを2人で利用する場合は540円をゴルフコース利用料金に加算する。

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

大村秀章	(9月1日)
小和田亮	(同)
黒田達朗	(同)
高橋治朗	(同)
鶴田利恵	(同)
長谷川桂子	(同)
山本亜土	(同)
金子浩行	(同)
上原雅	(同)
藏富茂	(同)
後藤正三	(同)
白石好孝	(同)
杉本恒	(同)
藤本健	(同)
松田浩	(同)
嶺木昌行	(同)
八木嘉幸	(同)
鈴木淳雄	(同)
宮部壽男	(同)
服部彰文	(同)
久野時男	(同)
森田利洋	(同)
河野修平	(同)
増田達雄	(同)
光安達也	(同)
神野博史	(同)
服部将也	(同)
武藤義哉	(同)
勢田昌功	(同)
石澤龍彦	(同)
尾崎正宏	(同)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合